標柱二号から三五三度一九分九秒
三四・八〇四メートルの地点　三号
標柱三号から三一〇度二七分一二秒
一二四・一三三メートルの地点　四号
標柱四号から二八二度五五分三五秒
八三・九七〇メートルの地点　五号
標柱五号から二七三度三六分一四秒
一六六・五六一メートルの地点　六号
標柱六号から一三二度三七分四七秒
四八・一六六メートルの地点　七号
標柱七号から一一七度六分二〇秒
一四九・九五七メートルの地点　八号
標柱八号から八八度二六分二四秒
六〇・四五七メートルの地点　九号
標柱九号から一一六度三六分五六秒
五四・二六一メートルの地点　十号
標柱十号から一四四度四二分二五秒
五五・八五七メートルの地点　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県岩船郡関川村大字土沢字浦山二三九番地内四等三角点土沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五二度二六分〇二秒
標柱一号から二一四度〇五分〇三秒
一二〇・六〇四メートルの地点　二号
標柱二号から一六七度〇八分五三秒
六一・八三〇メートルの地点　三号
標柱三号から一八一度四一分三九秒
一四二・〇六二メートルの地点　四号
標柱四号から二三二度二四分一七秒
七六・六二一メートルの地点　五号
標柱五号から二六三度一九分一六秒
一七三・六七九メートルの地点　六号
標柱六号から二八六度二七分一一秒
一二七・一〇五メートルの地点　七号
標柱七号から二四四度四六分五八秒
七六・〇四七メートルの地点　八号
標柱八号から二九九度〇四分五七秒
一五九・八五四メートルの地点　九号
標柱九号から三五八度一六分三一秒
六三・一二九メートルの地点　十号
標柱十号から二九三度五七分四五秒
七三・八六六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三二一度一四分一六秒
九四・六〇五メートルの地点　十二号
標柱十二号から七四度二八分二五秒
一三七・八九四メートルの地点　十三号
標柱十三号から二度五九分五〇秒
六七・一三二メートルの地点　十四号
標柱十四号から七六度〇七分五六秒
一一五・五六九メートルの地点　十五号
標柱十五号から一一五度二四分一一秒
一〇八・九八六メートルの地点　十六号
標柱十六号から六二度四三分一九秒
二一〇・八一一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一一〇度五四分〇二秒
九三・九五五メートルの地点　十八号
標柱十八号から七五度二五分一四秒
一〇一・一三一メートルの地点　十九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ニダイ林沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県岩船郡関川村大字山本字オリノ沢六八三甲地内四等三角点山本を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四三度五〇分三三秒
一〇五四・二六四メートルの地点　一号
標柱一号から四五度三六分二四秒
七四・九九八メートルの地点　二号
標柱二号から六三度二三分一四秒
一五〇・五〇五メートルの地点　三号
標柱三号から三六度一八分五五秒
一一七・七七六メートルの地点　四号
標柱四号から四九度〇〇分四八秒
八四・一二六メートルの地点　五号
標柱五号から一三三度〇六分三二秒
一〇七・六三一メートルの地点　六号
標柱六号から一六〇度二一分〇二秒
一六五・九二〇メートルの地点　七号
標柱七号から一一三度三八分一九秒
八一・七二八メートルの地点　八号
標柱八号から二一五度三〇分五〇秒
一二八・五四八メートルの地点　九号
標柱九号から二五一度〇七分四八秒
七三・四五二メートルの地点　十号
標柱十号から二八二度三三分一九秒
三四九・四一二メートルの地点　十一号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
穴沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県新発田市大字横山字伊勢沢一〇八九の一地内四等三角点伊勢沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一三〇度五八分四三秒
〇・六七六メートルの地点　一号
標柱一号から三四九度四一分二四秒
二三〇・四一三メートルの地点　二号
標柱二号から三三四度二五分三四秒
四〇四・二四〇メートルの地点　三号
標柱三号から三五四度二八分五一秒
三一三・八〇四メートルの地点　四号
標柱四号から三二四度五五分二一秒
一七二・九四四メートルの地点　五号
標柱五号から六八度二分一五秒
五九・七四六メートルの地点　六号
標柱六号から三三二度五四分三一秒
八七・六一三メートルの地点　七号
標柱七号から五二度七分三〇秒
二二・八〇四メートルの地点　八号
標柱八号から一四五度五七分二八秒
六七・七〇二メートルの地点　九号
標柱九号から一一六度三三分五四秒
八〇・七二二メートルの地点　十号
標柱十号から一三七度九分五秒
六六四・九三七メートルの地点　十一号
標柱十一号から一五五度四六分三秒
一七六・六一七メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九一度五六分四八秒
二八〇・七三五メートルの地点　十三号
標柱十三号から二〇〇度四四分五六秒
一五四・七二五メートルの地点　十四号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日光沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県新発田市大字横山字伊勢沢一〇八九の一地内四等三角点伊勢沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から七〇度三四分三八秒
七二一・一〇〇メートルの地点　一号
標柱一号から二六九度五七分四秒
二五一・五一六メートルの地点　二号
標柱二号から三四五度四七分一秒
七六・四九六メートルの地点　三号
標柱三号から三二〇度二九分五〇秒
一三五・五九八メートルの地点　四号
標柱四号から三三五度四六分三秒
一七六・六一七メートルの地点　五号
標柱五号から三一七度九分五秒
六六四・九三七メートルの地点　六号
標柱六号から三五七度五四分二六秒
八二・一五五メートルの地点　七号
標柱七号から三一三度五三分九秒
一二五・一一一メートルの地点　八号
標柱八号から二度四三分三五秒
二六九・三一一メートルの地点　九号
標柱九号から四七度五四分一九秒
一一三・七七一メートルの地点　十号
標柱十号から八四度一〇分五九秒
二九四・二八四メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一度二二分九秒
一九八・五八〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五八度四五分三〇秒
一六五・三三二メートルの地点　十三号
標柱十三号から一一九度二七分三二秒
七七・〇六四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一四〇度八分五秒
一四一・五一五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一七一度五四分七秒
一七四・二二三メートルの地点　十六号
標柱十六号から一六三度三一分四二秒
三三二・七五〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から一八三度三五分二九秒
一八八・三七〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から一七五度一〇分九秒
一四六・五九〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から一四二度一七分八秒
一五八・三九八メートルの地点　二十号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森残川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県西置賜郡小国町大字白子沢元森残字西長畑地内一級基準点1－2を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百五十四号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）